		―――その他のもの		
	210	―――――軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）	NO	
	290	―――――その他のもの	NO	
0101.29		――その他のもの		
	100	―――軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	NO	
		―――その他のもの		
	210	―――――軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）	NO	
	290	―――――その他のもの	NO	
0101.30	000	―ろ馬	NO	
0101.90	000	―その他のもの	NO	
01.02		牛（生きているものに限る。）		
		―家畜のもの		
0102.21	000	――純粋種の繁殖用のもの	NO	
0102.29		――その他のもの		
	100	―――１頭の重量が300キログラム以下のもの	NO	
	200	―――その他のもの	NO	
		―水牛		
0102.31	000	――純粋種の繁殖用のもの	NO	
0102.39	000	――その他のもの	NO	
0102.90		―その他のもの		
	100	――純粋種の繁殖用のもの	NO	
		――その他のもの		
	210	―――１頭の重量が300キログラム以下のもの	NO	
	290	―――その他のもの	NO	

輸入統計品目表第〇一・〇五項中

「

0105.19	000	――その他のもの	NO

」を

「

0105.13	000	――あひる	NO
0105.14	000	――がちよう	NO
0105.15	000	――ほろほろ鳥	NO

」に

改める。

輸入統計品目表第〇一・〇六項を次のように改める。

01.06		その他の動物（生きているものに限る。）		
		―哺乳類		
0106.11	000	――霊長類	NO	KG
0106.12		――くじら目、海牛目及び鰭脚下目		
	010	―――くじら目及び海牛目	NO	KG
	090	―――その他のもの	NO	KG
0106.13	000	――らくだ科	NO	KG
0106.14	000	――うさぎ	NO	KG
0106.19		――その他のもの		
		―――食肉目		
	012	―――――フェレット	NO	KG
	019	―――――その他のもの	NO	KG
	030	―――翼手目	NO	KG
		―――齧歯目		
	041	―――――ハムスター	NO	KG
	042	―――――モルモット	NO	KG
	044	―――――チンチラ	NO	KG
	045	―――――りす	NO	KG
	046	―――――ラット	NO	KG
	047	―――――マウス	NO	KG
	049	―――――その他のもの	NO	KG
	090	―――その他のもの	NO	KG
0106.20		―爬虫類		
	010	――かめ目	NO	KG
	020	――ワニ目	NO	KG
		――有鱗目		
	031	―――トカゲ亜目	NO	KG
	039	―――その他のもの	NO	KG
	090	――その他のもの	NO	KG
		―鳥類		
0106.31	000	――猛きん類	NO	KG
0106.32	000	――おうむ目	NO	KG
0106.33	000	――エミュー（ドロマイウス・ノヴァイホルランディアイ）及びだちよう	NO	KG
0106.39		――その他のもの		
	010	―――はと目	NO	KG
	090	―――その他のもの	NO	KG
		―昆虫類		
0106.41	000	――蜂	NO	KG
0106.49	000	――その他のもの	NO	KG
0106.90		―その他のもの		
		――両生類		
	011	―――無尾目	NO	KG
	012	―――有尾目	NO	KG
	019	―――その他のもの	NO	KG
	090	――その他のもの	NO	KG